

沼津市立救護施設指定管理者業務仕様書

沼津市立救護施設（以下「救護施設」という。）の指定管理者（以下「管理者」という。）が行う沼津市立救護施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に定める業務の内容及び実施条件はこの仕様書による。

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 沼津市立高尾園
- (2) 所在地 沼津市足高字尾上156番地の1
- (3) 規模及び構造
 - 敷地面積 15,761.05㎡
 - 建物面積 3,220.89㎡
 - 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- (4) 定員 80人 ※緊急な入所対応の場合に限り81人まで受け入れ

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 法令等の遵守

高尾園の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守することとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 生活保護法
- (3) 労働基準法
- (4) 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（静岡県）
- (5) 保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（静岡県）
- (6) 沼津市立救護施設設置条例
- (7) 沼津市立救護施設設置条例施行規則
- (8) 沼津市立高尾園管理規程
- (9) 沼津市暴力団排除条例
- (10) その他関連する法令等

4 業務の範囲及び業務実施条件

(1) 入所者に関する業務内容等

- ① 救護施設に入所する者（以下「入所者」という。）の入退所に関すること。
- ② 入所者の生活指導及び身の介助に関すること。
- ③ 入所者の保健衛生に関すること。
- ④ 入所者の給食に関すること。
- ⑤ 入所者の費用の徴収に関すること。
- ⑥ 通所事業の実施に関すること。
- ⑦ 居宅生活訓練の実施に関すること。
- ⑧ その他園の管理及び運営に関すること。

(2) 管理運営に関する内容

救護施設の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
施設、設備及び備品等の機能を維持するため、次に掲げる業務を行う。

- ① 建築物の管理
 - ア 外観上の点検及び管理（毎日）
 - イ 建物内の点検及び管理（毎日）
 - ウ 照明器具の点検及び管理（毎日）
 - エ その他建物管理上必要とされる点検及び管理

- ② 屋外の管理
 - ア 駐車場、グラウンドの管理
 - イ 外灯の点検及び管理
 - ウ フェンス等の点検及び管理（毎日）
 - エ その他施設管理運営上必要とされる点検及び管理

- ③ 建築設備の保守点検管理（関係法令に基づく業務等）

保守点検名	回数／年
消防用設備等保守点検業務	2回以上
浄化槽保守点検業務	12回以上
浄化槽清掃業務	1回以上
専用水道設備保守点検及び水質検査業務	12回以上
井戸水浄化設備点検業務	3回以上
貯水槽清掃業務	1回以上
エレベーター保守点検業務	6回以上
空調設備保守点検業務	1回以上

- ④ 備品等の保守管理
 - ア 施設備品の点検及び管理
 - 机、椅子等の事務用機器及び家具並びに消火器等機械器具の点検及び管理（毎日）
 - イ 車輛の点検及び管理
 - ウ 消耗品、事務用品等の管理
 - 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品、事務用品等を管理者の責任と費用で随時、配備する。
 - ※ 指定管理料で購入した備品については市に帰属するものとする。備品の経年劣化等による買い替えや処分については、基本的に管理者が指定管理料から支出するものとする。

- ⑤ 施設管理におけるリスク分担
 - 市と管理者のリスク分担は、「市と指定管理者のリスク分担表」（別表）のとおりとする。ただし、表で定める事項で疑義のある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と管理者が協議の上、決定することとする。

(3) その他業務

- ① 環境の維持管理業務
 - ア 清掃業務
 - 良好な環境衛生、美観の維持、施設の健全なる保全を図る。
 - イ 植栽管理
 - 施設敷地内の高木、生垣等の植栽及び植栽地内を対象とし、施設の美観の維持、施設利用者の安全確保及び良好な植栽環境の保持のために、剪定、除草、消毒、清掃等の業務を行う。
 - ウ 警備業務
 - 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保

安警備業務を行う。

エ その他

その他施設管理運営上必要とされる業務を行う。

② 保険加入

加入する保険は、次のとおりとする。

ア 賠償保険

イ 傷害保険

ウ 約定履行費用保険

③ 光熱水費等管理に必要とされる経費等の支払い

④ 業務状況報告書の提出

月々の業務に関する業務状況報告書を翌月5日までに報告すること。

5 職員配置

管理者は、高尾園の管理運営に従事する職員に関して、沼津市立高尾園管理規程及びその他関連通知を遵守し、適正な人員配置を行うこと。

- ・ 園長
- ・ 事務職員
- ・ 主任生活指導員
- ・ 看護師
- ・ 介護職員等
- ・ 栄養士
- ・ 調理員等
- ・ 医師（嘱託）
- ・ そのほか園長が特に必要と認める職員

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 沼津市情報公開条例に基づき、情報公開に努めるものとする。

7 その他

- (1) 本仕様に記載のない事項については、市と事前に協議を行うこと。
- (2) 重大な事故及び自然災害による被害等が発生した場合には、直ちに市に連絡すること。

(別表)

市と指定管理者のリスク分担表

項 目	負担者	
	指定管理者	沼津市
包括的管理責任		○
施設の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
施設・設備・物品等の経年劣化等に伴う修繕	○(1件30万円未満)	左記以外は協議による
周辺地域・住民対応	○	
安全衛生管理	○	
第三者への賠償	協議により定める	
災害時の対応	○(調査・報告、応急措置等)	○(指揮・指示、復旧措置等)
不可抗力(市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費等の負担		○
新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議により定める	
賠償保険、傷害保険、約定履行費用保険	○	
火災保険		○
指定管理業務が終了した場合、または期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

4 避難訓練及び健康診断の実施状況

(1) 避難訓練

(2) 健康診断

5 通所事業の実施状況

(1) 当月中の通所実人員 増 人 減 人

実施日数	延べ通所人員	うち被保護者数	備考

6 その他特別な連絡事項

※ 添付書類 当月の行事等日程表